

令和5年 第8回

教育委員会臨時会会議録

令和5年3月27日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2608号
令和5年第8回臨時会

日 時 令和5年3月27日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2586号 第4回定例会（令和4年4月11日）
- 第2587号 第10回臨時会（令和4年4月25日）
- 第2588号 第5回定例会（令和4年5月9日）
- 第2589号 第11回臨時会（令和4年5月23日）
- 第2590号 第6回定例会（令和4年6月13日）
- 第2591号 第14回臨時会（令和4年6月27日）
- 第2592号 第7回定例会（令和4年7月13日）
- 第2593号 第8回定例会（令和4年8月22日）
- 第2594号 第9回定例会（令和4年9月12日）
- 第2595号 第16回臨時会（令和4年9月26日）

日程第2 審議事項

- 1 議案第 20 号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第 21 号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 3 議案第 22 号 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について
- 4 議案第 23 号 港区文化財総合目録への新規登録について
- 5 議案第 24 号 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 議案第 25 号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第 26 号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第 27 号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第 28 号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 報告事項

- 1 令和 5 年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 港区青少年委員の解職について
- 3 Google for Educationを導入した新たなタブレット端末の活用について
- 4 後援名義等の 2 月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の 2 月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の 4 月事業予定について
- 8 図書館の 2 月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の 2 月行事实績について
- 10 図書館・郷土歴史館の 4 月行事予定について
- 11 みなと科学館の 2 月利用状況について
- 12 4 月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 時間になりましたので、ただいまから令和5年第8回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いをいたします。よろしくお願ひします。

○寺原委員 分かりました。

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りをいたします。審議事項のうち、内容が関連する審議事項第5から第9までの5件の規則改正については、一括して説明を受けてから質疑を行い、1件ずつ採決することとしたいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第5から第9までにつきましては、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することといたします。

日程第1 会議録の承認

第2586号 第4回定例会(令和4年4月11日)

第2587号 第10回臨時会(令和4年4月25日)

第2588号 第5回定例会(令和4年5月9日)

第2589号 第11回臨時会(令和4年5月23日)

第2590号 第6回定例会(令和4年6月13日)

第2591号 第14回臨時会(令和4年6月27日)

第2592号 第7回定例会(令和4年7月13日)

第2593号 第8回定例会(令和4年8月22日)

第2594号 第9回定例会(令和4年9月12日)

第2595号 第16回臨時会(令和4年9月26日)

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。

令和4年4月11日開催の第2586号 第4回定例会から令和4年9月26日開催、第2595号 第16回臨時会までの10件につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第2 審議事項

1 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程の第2、審議事項に入ります。初めに、審議事項第1、議案第20号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案第20号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご審議いただきます。資料1の2ページ目を御覧ください。第六条の二の表教育推進部の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号といたします。第七条の表教育長室の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号といたします。

第七条の表生涯学習スポーツ振興課の項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同項に第十号として、区内資源を活用したスポーツの場の確保に関するものを加えます。資料1-2は新旧対照表となります。

資料1-3を御覧ください。改正理由と内容です。まず1番の「教育長室」では、教育史の編さんを目的に設置した教育史編さん担当について、編さん業務完了のため、廃止をいたします。

2の「生涯学習スポーツ振興課」では、スポーツ施設的环境整備やスポーツの場の確保などのため、令和5年度からスポーツ環境整備担当を設置します。また、他課や他部の分掌事務との整合を図るため、分掌事務を調整いたします。

「施行期日」は、令和5年4月1日です。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○山内委員 入れますでしょうか。

○教育長 どうぞ。

○山内委員 教育史編さん担当の廃止については、編さんが終わったということでそれでよろしいかとは思いますが。しかし、こういう教育史等の編さんというのは出版すれば終わりではなくて、逆にそういうことを、編さん作業をしてきたからこそ、また出版をしたからこそ、その次に向けて継続して関連する資料の収集とか、あるいはその検証というのは継続して行っていく必要がある訳です。

逆に編さんをしたということはそれができるようになったということで、ここでは終わりにしてはいけませんけれども、そういうことをする、どこですのかということもあわせて明確にしておかないと、もう出版して終わりということになってしまうと思います。

そこできちんとその後、継続してどこが教育史に関してしっかり取り組んでいくのか。そこは明示された方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長室長 ご指摘ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。

実は資料の二次利用等々につきましても要請があることから、こちらは明確に教育総務係でそちらを受け持つということで、事務分担等もつくって進めていくこととなりますので、この中でも表現をし切れておりませんが、しっかり教育総務係で受け持つということを出していきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内委員 よろしく願います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 先日の3月19日の伝統文化交流館でのイベント、それに私、参加いたしましたので、その席上で小国先生から、今回の編さんに対して収集した資料なのですけれども、これが編さんが終わったことによって、その後の資料の行き場がなくなってしまう。

資料を保管をすることもあるのですけれども、個人が収集した資料、それが発行されると、この次の編さん時期まで保管されないのですよね。

前回のこの編さんでも、そういった資料がなくなってしまうたり、個人の机の中に入ってしまったというので、そういう編さんに関する資料をどこかで保管するような考え方でないと、いけないと思ひました。今、山内先生おっしゃっていましたように、編さんが終わると、そこで資料の保管も終了ではなくて、今後も続けて色々そういうように扱われるということで、現場の資料を保存するものと考えておきたいということが、実は講演会の終わった後も強く要望されました。その辺を教育委員会としても、ご検討していただきたいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○教育長室長 ご意見ありがとうございます。私もその場において、確かに発表したことによって、もう後はいいのだみたいな形になるのは非常に危機感を覚えました。各学校に所蔵されるものと併せて、「ゆかしの杜」の方にも廃校となった学校の貴重な資料を残しているとか、そういったこともございます。展示もしております。

今回の、この前の小国先生のご指摘を受け止めて、区としても貴重な資料をどのような形で残していくか、どういった形で整理していくのか。これは各委員とも、これまでも協力してまいりましたので、あわせて進めてまいりたいと思ひます。しっかり意識していきます。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 今の田谷さんのご指摘の点は非常に重要で、編さんした後、資料が散逸するということはよくあることです。ですから、一つは、例えば返却はする、返却する場合、それから例えば個人の持っている場合に寄贈を受けるとか、寄託ということも含めて、こちらでも保存する価値のあるものは保存できるような、そういう選択肢があるのだということも伝えながら、どう返却するかということを考える必要があるし、それからあとは、郷土歴史館には近世、近代の専門の学芸員もいますから、そういう方たちとの連携というのが非常に大切になってくると思ひます。

そういう意味では、編さん担当を廃止しますという終わりの仕方ではなくて、廃止、編さん担当を閉じるに当たって、今後これをどのような形で引き継いでいくのかということを一回きちんと、その基本方針を書面にして、そしてぜひこの教育委員会の会議の場でも確認をして、それを関係する各部署で周知をするということをしてはいかがでしょうか。

そうしないとういうものは人が替わると、時間がたつと、全然続かなくなりますので、一回その基本方針を書面でまとめると。それをここで一回共有するということをしていただきたいと思ひます。

○教育室長 実は教育史とあわせて同時並行で、区史の編さんも区の中では70周年記念事業とし

て走っております。教育史の方は今回、計画どおり完結した訳ですけれども、区史の方は、1年延びている状態がございます。

ということで、二次利用の扱いや、その基本的に著作権も含めたことが今、そろっていない状況があって、先日の合同会議の中でも区史と同様にした扱いにしていくということで、まだそういった意味では編さん担当の組織はないにしても、中身としては一緒に動いているところもありますので、山内先生のご指摘も踏まえまして、区史と併せた形でその歴史資料がしっかりと伝わっていく。そのようなことは整理をしながら、またこの場でご報告もさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○図書文化財課長 ただいまご指摘の点もそうなのですが、当然学芸員ともしっかり連携させていただきます。また、図書館の部門にも図書館司書の資格を持つ職員が、教育史の活用について検討を進めておまして、各図書館でレファレンスで新しい教育史のご案内ですとか、ウェブ版のデジタルの教育史で昔の地図と今の地図の重ね図を活用できるので、そういったものを本だけではなく、デジタルの部分も含めて図書館でご案内をできるように準備をしておりますので、ご報告させていただきます。以上です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 生涯学習スポーツの方で、このなくなる、削る部分というのは新たにどこかやらなければいけないと思うのですが、どこがやるのでしょうか。参考までに教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 なくなる部分につきましては記載をそろえているだけでして、実施しないことということではなく、これまでどおりこれまでの体制の中で実施してまいります。

○教育長 ないでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 ちょっと意味がよく分からないのですが、新しく加える区内資源を活用したスポーツの場の確保に関するこの中に、削除する二つは含まれるということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 説明が不足しており、申し訳ございません。新たに設けますスポーツ環境整備担当の方で実施をするということではなく、内容にもよりますが、スポーツ振興係の方を中心として実施してまいります。

○中村委員 では、削る部分、今までやっていたことを削る意味というのがちょっと分からないのですけれども。

○教育長室長 恐れ入ります。資料1-2の2ページを御覧いただきたいと思っております。こちら、新旧対照の中で下の欄が現行となっておりますけれども、現行の欄の生涯学習スポーツ振興課、九と十と、こちら削除される項になりますけれども、実はほかの課につきましても計画に関するこの所掌事務はありますが、この中でこういう形にしてはうたっていない、また十号のようなかなり細かい業務内容というものがなかったことから、ほかの部やほかの課にレベル感を合わせるという意味で、当然「一〜七(略)」とありますけれども、その中に、この業務自体は包含されておりますので、ちょっとこちらはレベル感の調整ということになりますので、先程の教育史編さんのよう

な事業、業務が大きくなる、変わるということではなくて、一から七に包含されているものが細かく出ていたものを、他の部署と同様に合わせたということになります。よろしく願いいたします。

○中村委員 ということは、「(略)」になっているから分かりませんが、一号から七号の中に、削除するこの九号と十号が基本的に含まれるから、九と十はなくすと、そういう趣旨ですね。

○教育長室長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。それだと問題はないと思いますが、そうであれば一から七も書いてほしいです。どこの部分とどこの部分に含まれるからここは要らないということなので、ちょっとすみません、「一～七(略)」になっていますが、ここも該当部分ぐらいは明示してもらいたかったなと思います。以上です。

○教育長室長 大変失礼いたしました。スポーツ振興に関することという中に入ってきますので、こういったつながるものについては明示してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、区史編さんの部分につきましては、先程各委員の皆様からのご意見もございましたので、付帯意見を付けるということで、この議案第20号については原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第20号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第21号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第21号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」ご審議いただきます。資料2の2枚目を御覧ください。

1 ページ目、第二条の表教育推進部の部教育長室の項、同部生涯学習スポーツの項、並びに同部図書館文化財課の項を改めます。また、「第七条の表教育長室の部教育史編さん担当の項」を削り、「生涯学習スポーツ課の部生涯学習系の項」においても改め、またスポーツ振興系の項においても改め、並びに加除、スポーツ企画担当の項においての追加、図書文化財課の部庶務系の項においても改め、図書館支援系の項を削り、文化財系の項において追加等を行います。資料2-2は新旧対照表です。

資料2-3を御覧ください。令和5年度の組織改正及びその他規程の整備に伴いまして、港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正します。1の「改正理由及び内容」です。教育推進部の組織改正です。①「教育長室」です。教育史の編さんを目的に設置した教育史編さん担当について、編

さん業務が完了するため廃止をいたします。

②「生涯学習スポーツ振興課」です。スポーツ施設的环境整備やスポーツの場の確保、スポーツ施設の維持、保全のためスポーツ環境整備担当を設置いたします。

裏面を御覧ください。③「図書文化財課」です。全ての区立図書館が指定管理者による管理運営にこうしたことを踏まえ、指定管理者との連携強化による区民サービスの充実、経理、事務等の効率的執行を図るため、庶務係及び図書館支援係を統合し、図書館係に再編いたします。

(2)「その他規程整備」です。他課や他部の分掌事務との整合性を図り、より実態に即したものとなるよう改正をいたします。施行期日は令和5年4月1日です。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第21号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第21号については、原案どおり可決することに決定をいたします。

3 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第22号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案第22号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」ご審議いただきます。

資料3の2枚目を御覧ください。1ページ目、別表の七の項、並びに別表八の項を改めます。資料3-2は新旧対照表です。

資料3-3を御覧ください。港区個人情報保護制度の見直し及び幼稚園の臨時的任用教員の任免に関することを教育長専決事案へと変更するため、港区教育委員会事案専決事項の一部を改正いたします。

1の「改正概要」です。(1)「港区個人情報保護条例」に基づき運用している港区個人情報保護制度が、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に基づく運用に変わります。これに伴いまして、別表七の項の表を改めます。

(2)です。幼稚園の臨時的任用教員の任用に当たっては、教育委員会の承認を得て行っております。これまで委員会議決事案としていた幼稚園教員、職員の任免に関する事案のうち、幼稚園の臨時的任用教員の任免に関することについて、教育長専決事案へ変更いたします。施行期日は令和5年4月1日です。

なお、「その他」のところがございますが、規程改正後の幼稚園の臨時的任用教員の任用状況につきましては、教育委員会において、定期的に報告をさせていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

○中村委員 この産休代替とか欠員代替の数が増えているということは、私なども身に感じてはいるのですが、専決しなくてはいけないぐらいそんなに数が多いのかなという気はちょっとするのですが、例えば今年度とか、あるいは昨年度でもいいのですが、年間にこの事案が発生したのかというのが分かれば教えてもらえますか。

○教育人事企画課長 今ちょっと手元にないので、10名前後、年によって、これも当然変わってきますので、毎回ということではなく、定期的に学期ごとであるとか半年ごと、その状況に応じて、教育委員会の方で報告をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中村委員 定例会と臨時会のときに審議をするというのでは、結局それ以外の、いわゆるメールでの持ち回りとかでやらざるを得ないが増えているからということだと思うのですが、月2回の定例と臨時会の会議でも処理が追いつかないぐらい多いという、だからこそ専決にするのだという、そういう理解でよろしいですか。

○教育人事企画課長 件数が多いからということよりは、これまで毎回ご審議を頂く中で、余程問題がなければ当然そのままご決定いただいているという状況。それから、他の区の状況を見ますと、港区ともう1区、2区ぐらいしかやっていないというところで、教育長の専決で、その後報告ということで十分いけるのではないかという判断でございます。

○中村委員 分かりました。横並びというのは、私は余り好きではないのですが、よそがやっているのだからうちもやろうよというの、余りにも短絡的な考え方で、私は好きではないのですが、それをやらないといけない実態があって、実際に全員で審議をしても特に問題がないということが圧倒的に多いので、そういうことを両てんびんにかけて、教育長の専決で十分だと判断をしたということであれば、私は問題ないですが。

余り安易な、特に人事ですから、人事案件ですので、本来的には教育委員会がいかにか小さな案件でも人事に関する事ですから、やはり教育委員会がしっかり関わっていかなくてはならないと思うので、あくまでも専決にするのは例外だと私は思いますので、教育委員会の立場からすれば、です。そういう趣旨であれば大丈夫ですが、そういうことはよく心がけていただければと思います。以上です。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の中村委員のご指摘も踏まえて、教育委員会の中でしっかりと整理をした上でという付帯意見をつけまして、議案第22号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第22号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区文化財総合目録への新規登録について

○教育長 次に、議案第23号「港区文化財総合目録への新規登録について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第23号「港区文化財総合目録への新規登録について」ご説明いたします。

本日付、議案資料ナンバー4を御覧いただけますでしょうか。1ページ、審議内容です。港区文化財保護条例第36条の第2項第2号の規定に基づき、次の文化財について港区文化財総合目録に登録します。

まず、港区文化財総合目録について簡単にご説明いたします。港区文化財総合目録への登録は文化財を広く紹介するための制度で、登録された文化財は現地に標示板を設置したり、港区立郷土歴史館ホームページで紹介します。目録に登録する文化財は港区指定文化財のほか、条例第36条2項2号の区の区域内に存するもののうち、区の歴史及び文化を知る上で委員会が必要と認めたものとなります。このため、今回お諮りするものでございます。

項番1、登録する文化財は有形民俗文化財。失礼いたしました。資料を後程訂正させていただきますが、「民俗有形文化財」となっているのですが、こちらは「有形民俗文化財」の間違いです。失礼いたしました。有形民俗文化財「赤坂氷川祭の山車人形 源頼朝及び山車附属品」です。登録をする文化財の詳細は2枚目の別紙のとおりでございます。

3枚目、参考として最後に添付しておりますのが、10月12日の教育委員会で「令和4年度港区指定文化財の指定について」でご説明いたしました「赤坂氷川祭 山車人形 附 山車附属品」8組のご説明でございます。

赤坂氷川祭の山車人形は全部で9体ございまして、江戸期のものをはじめ、製作が古いものを今回、指定文化財としております。

今回、登録をしようとしている頼朝のみ、人形本体が初期のものが残っておりませんが、嘉永2年の製作についての記録が残っていること、山車附属品である高欄、額、飾り幕は人形がつくられた嘉永期から明治期のものがきちんと残っているということから、今回、区の指定文化財「赤坂氷川祭の山車人形」の一連のものとして登録をしたいと考えているものでございます。

1ページ目に戻りまして、項番の2と3のところでございますけれども、所有者の同意と港区文化財保護審議会の助言は受けているものでございます。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 それでは、1枚目の1の(1)の種別が「有形民俗文化財」ということでよろしいですね。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等があればお願いをいたします。

○中村委員 これちょっと質問になるのですが、すみません、私の知識がないので。文化財に登録をするのではなくて、もう文化財として登録されているものをこの総合目録に入れると、そういう意味ですね。文化財に登録する訳ではないですね。そこがちょっと明確ではないので確認

です。

今回この源頼朝の山車人形と読むのですか。これらは港区の文化財にはもう既に登録されていて、それをこの総合目録に入れるという今日の審議内容ということで、理解でよろしいのでしょうか。確認です。

○図書文化財課長 説明が分かりづらくて恐縮です。すみません。こちらの頼朝に関してはまだ全く文化財としての登録がない状況です。

○中村委員 ないのだ。

○図書文化財課長 全部で9体ございまして、うち8体に関しては、10月に港区指定文化財としてお諮りしたもので、既に港区の指定文化財となっております。こちらの頼朝だけがまだ文化財としての取扱いがない状況なのですけれども、指定文化財に次ぐ制度として登録制度というのがございまして、この頼朝に関しては指定にはちょっと新し過ぎるので、指定文化財として指定はできないけれども、登録したいということでの、今回お諮りするものでございます。

○中村委員 ということは源頼朝の今回の有形民俗文化財としたいのは、これまで港区としては文化財には新し過ぎて指定できないと。できないのだけれども、この港区文化財総合登録というものには登録したい。ここに入るものは文化財でなくても登録はできると、そういうシステムになっているということですか。

○図書文化財課長 おっしゃるとおりでございます。港区文化財総合目録はまず第1に港区の指定文化財がこの目録に登録されるのですけれども、第2に区の区域内に存するもののうち、区の歴史及び文化を知る上で委員会が必要と認めたもの、こちらを登録できるという制度になってございまして、こちらの氷川山車に関しては9体全てをこの文化財の扱いとしたいということで、氷川山車保存会の方も望んでいるものでございます。

氷川山車保存会のホームページ上でも9体をしっかり紹介していることもございまして、我々としても製作は古いものではないのですけれども、古いものの製作記録が残っていたりですとか、附属品が古いまま残っていたりということがございまして、今回の頼朝に関しても登録に値するというので、お諮りしているところでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 この文化財総合目録に登録されると何か……そういうようなものでしょうか。ただ登録したいということだけなのでしょうか。その辺を……。

○図書文化財課長 所有者様には大切に保存していただくということで、ないとは思うのですけれども、処分するとかという場合には区に報告が必要になります。また、区としても郷土歴史館のホームページで紹介ができるようになりますので、そういった意味では、港区の文化財を広く知っていただくことに貢献できると考えております。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。これに関しては資金的な援助があるのですか。

○図書文化財課長 指定文化財は補助金制度がありますが、登録文化財に関しては、資金的な援助

という意味では制度はございません。

○教育長 田谷委員、よろしいでしょうか。通信が余りよく聞こえないのですけれども、今のよろしいですか。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第23号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第23号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

5 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

6 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

7 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

8 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

9 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第24号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」から、議案第28号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」の5件について、一括して説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第24号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第25号「港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第26号「港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について」、議案第27号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」、及び議案第28号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」、以上の5案について一括して説明をさせていただきます。

資料は、本日付、教育委員会議案資料のナンバー5からナンバー9でございます。恐れ入りますが、資料ナンバー5の一番後ろにつけております資料ナンバー5-3にて、改正の内容等を説明させていただきますので御覧ください。

まず初めに、項番の1「経緯」でございます。今回の改正は幼稚園教育職員の定年の引上げ及び給与の改定に伴い、令和5年4月1日からの実施に対応するため、必要な関係規則の改正を行うものでございます。定年引上げにつきましては、昨年(令和4年)の第3回区議会定例会にて関係条例を一部改正したところであります。また、給与改定につきましては、第4回区議会定例会にて改正を行い、賞与の支給月数を0.1月分引き上げるなどの改正を行いました。

次に項番の2です。改正する規則について内容を簡単に説明させていただきます。まず、議案第24号についてでございます。こちらは給与改定に伴う規則の改正でございます。従来は期末手当が年3回支給されていたところですが、令和5年度以降は年2回の支給となったために、手当算定の基準日ですとか支給日等の改正をいたします。

次に、議案第25号及び第26号についてです。こちらは定年引上げに伴う改正でございます。議案第25号では、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する管理職員の特別勤務手当の金額について定めます。例えば具体的な金額で申し上げますと、週休日等に6時間以下の勤務をした場合には定年前職員では園長が1万円、副園長が8,000円のところ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の園長で9,000円、副園長が7,000円となります。このようなことですが、これによりまして昨年10月24日の教育委員会においてご審議、決定を頂きました。本年4月1日から施行予定の同規則の改正に、さらに条文の修正を加える必要があるため、議案第26号として一部改正規則の一部改正を行います。

次に、議案第27号についてです。こちらは先程の議案第24号と同様になりますが、期末手当が年2回の支給となることに伴う改正を行います。

最後となります議案第28号についてです。先程も少し触れましたけれども、勤勉手当は給与改定にて0.1月分引上げとなりました。これを受けまして、本年度は令和4年12月の勤勉手当で0.1月分をまとめて上乘せして支給をいたしました。令和5年度以降につきましては、この0.1月分を6月と12月の2回に0.05月ずつ均等に振り分けて支給をするため、それぞれ資料中の表の支給月とする改正を実施いたします。

2ページ目となります。最後に、項番の3「施行期日」についてです。議案第26号以外は令和5年4月1日といたします。議案第26号につきましては、公布の日といたします。こちらは本年4月1日から施行予定の一部改正規則に今回の改正事項を加えるもののため、手続上、公布日施行となります。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、順次採決に入りたいと思います。

まず、議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第24号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第25号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第25号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第26号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第26号について、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第28号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 報告事項

1 令和5年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に、日程の第3、報告事項に入ります。「令和5年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「令和5年度予算特別委員会の総括質問について」ご報告申し上げます。報告資料1を御覧ください。こちら5人の議員から21問の質問を受けております。教育長答弁となっております。この中から3件ピックアップしてご報告いたします。

4ページを御覧ください。こちらが自民党議員のやなぎわ議員の質問と答弁になります。2の(2)です。小学校連合運動会、中学校連合体育大会についてということで、質問は3月21日に行うレガシーイベントを生かして、令和5年度の連合運動会、連合体育大会をどのように実施していくのか、その考えを知りたいということです。

教育長答弁です。「区では、東京2020大会を心に刻み、レガシーとして学び続ける契機となるよう、今月3月21日に「MINATO東京2020レガシーイベント」を国立競技場で開催いたします。当日は、学校対抗リレーや親子ファンランなど、様々な種目を経験することで、港区の子どもや区民が運動することの楽しさや喜びを味わうことができるようにする予定です。この取組の成果を踏まえ、来年度の小学校連合運動会、中学校連合体育大会では、これまで区で実施してきた100m走や走り幅跳びなどの競技を継承し、スポーツの聖地である国立競技場でトップアスリートと触れ合った貴重な体験を通して、子どもたちのスポーツ精神を育てまいります。」としております。

続きまして、6ページを御覧ください。こちら公明党議員団池田たけし議員の質問と答弁になります。「区立幼稚園の魅力向上への取組について」ということで、質問者は、現在保育園の需要が高いため幼稚園の魅力が色あせつつありますが、これまでの取組やこれからの方向性を積極的に周知し、その魅力を発信していくことで幼稚園の重要が高まると考えます。また、区立幼稚園、小学校、中学校が連携し、課題を共有して取り組むことで、港区の教育全体の質の向上にもつながるのでは

ないか。今後、区として幼稚園の魅力向上に向け、どのように取り組まれるのか見解を伺うというものです。

教育長答弁です。「区立幼稚園ではコロナ禍の中、区立小・中学校との連携を縮小しておりましたが、来年度以降は、職場体験や家庭科の授業で、中学生が幼稚園を訪問し、手作り遊具で一緒に遊んだり、小学校の行事に幼稚園児が参加したりするなど、幼・小・中の交流を充実させていく予定です。今後も、区立小・中学校との連携を一層強化するとともに、子育てサポート保育の時間延長等による利用性の向上やアスリートとの交流事業、伝統芸能に触れる体験事業の実施など特色ある教育活動を充実させることで、区立幼稚園の魅力向上を図ってまいります。」としております。

最後もう1本、説明いたします。9ページ、御覧ください。街づくりミナト、玉木まこと議員の質問です。「区立小学校の学級の安定について」ということで、「学級運営の安定のためにも早期かつ安定的な35人学級の導入に期待しますが、来年度35人学級導入の計画と少人数学級が学級運営の安定化に与える効果について教育長のお考えをお聞かせください。」ということです。

教育長の答弁です。「今年度、教育委員会は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正を受け、小学校第3学年までの35人学級を段階的に実施してまいりました。来年度は、第4学年を35人学級とします。少人数の学級は児童一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や体験的な活動を取り入れた事業により、児童の学校活動への満足感につながり、学級が安定する効果があると認識しております。教育委員会は引き続き、令和7年度に向け、第5学年、第6学年と段階的に35人学級を進めるとともに、その間、全ての児童が学級担任や教科担任、学級経営支援講師などの指導のもと、安心して学級で生活できるようにしてまいります。」ということで答弁をしております。そのほかありますけれども、ご一読いただければと思います。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますか。

○山内委員 総括質問についての教育長答弁、一通り拝読しました。その上で1点質問がありますので、私から質問します。

それは、神宮外苑に関する質問に関する回答についてです。

一つは、阿部浩子委員の質問に対して、「神宮外苑銀杏並木の名勝指定の今後の進め方について」ということの答弁についてですけれども、名勝指定については長年にわたり管理されてきた所有者に敬意を表し、所有者の意向を丁寧に確認してまいりますという回答ですが、これは要は所有者が銀杏並木の名勝指定を同意しないとか、あるいは銀杏並木を保存したくないという意向があれば、それで構わないと言っているのと同じで、要はきちんと保存してほしいという意図を港区は伝えないというように読める訳です。

それからもう一つ、福島宏子委員の質問に対しても、答弁では、「教育委員会は、銀杏並木を名勝指定する立場を明確にするよう東京都に要請することは予定しておりませんが、いただいたご意見については、東京都に伝えてまいります」。これは、要は共産党の一議員の意見は伝えるけれども、教育委員会としては、名勝指定を必要だという立場を明らかにすることは考えていないという回答

だと思います。これについて、まず一つ質問は、「教育委員会は」とありますけれども、その意思決定というのは、どこがするものなのでしょうか。

○図書文化財課長 こちらについては意思決定と言いますか、まず所有者に意向を確認する上で、新宿区、東京都、我々事務方で意見交換をしておりますので、そういった意味では、そこを継続してやっていくという回答でございます。すみません。ちょっと質問の回答になっていないかもしれませんが。

○山内委員 つまり、「教育委員会は」ということは、教育委員会としての意図はどこが決めるのですかというのが私の質問です。つまり、教育委員会としては、銀杏並木を名勝指定することを強く進めようと意図を持っているのか、それともそれを持たないのかという、その態度はどこが決めるのでしょうかという質問です。

○図書文化財課長 まず、名勝指定するに当たっては、所有者の同意がないと、こちらから強制的に名勝に指定しますということができないものですから、そういう意味では答弁にもございますように、過去100年近く維持管理をしてこられた所有者の意向を伺った上で、区としては名勝指定を進めていくというか、相談をしていくという意味での答弁でございます。

○山内委員 いや、という意味で言えば、要するに今のこの答弁だけだと、もう区と教育委員会としては名勝指定をする方向に進めたいという意思を持っているように読めない訳ですよ。

もちろん、所有者の意向に同意が必要なのは私もよく分かっていますけれども、区がきちんと教育委員会として、「これは名勝指定すべきものだ」という意図を持って働きかけるのと、「いや、それは所有者次第ですよ」ということで言うのとでは全く違って来る訳です。

これは、単にもう所有者次第ですよと言っているというのと同じに見えてしまうというのが、まず私が見て思ったところです。やはりそれは区として、あるいは教育委員会として保護すべきものなのか、名勝に指定すべきものなのかどうかという、その意図はきちんとはっきり議論して、それを強く伝えるべきものであれば、伝える方向に持っていくべきではないかというのが一つです。

なぜそれ申し上げるかという、私が聞いている範囲では港区の文化財の保護審議会でも、これは名勝に指定すべきものだという意見は出ているということは聞き及んでいます。それ、前にここでも確か聞いたと思うのです。以前に、港区の高輪の築堤のときには、文化財の保護審議会ともっと教育委員会がきちんと早く連携して対応すべきだと、私は何度も申し上げていたけれども、それが全然オフィシャルにはなされなかったことで、全部事後的になってしまったという苦い経験がある訳です。

ですから、きちんともっとそこは、文化財、港区の教育委員会の中に文化財の保護審議会があって、そこでも名勝の指定が必要だという意見が出ているのであれば、それをきちんとこの教育委員会を出していただいて、教育委員会としてこれを強く保存する、名勝の指定に持っていくという態度を示すということが必要ではないでしょうかということが一つです。

もう一つは、これはやはり港区としては責任のある問題で、もともと神宮外苑は成り立ちの経緯をきちんと調べていただければ分かることですが、単に一民間所有者のものという扱いでは

なくて、もともとの歴史的な経緯からすれば、神宮外苑はあの最初につくられたときの趣旨をきちんと守る責任と義務がある立場なのです。さらに、港区としては風致地区を解除したという意味では、それがきちんと適切になされるかどうかを強く見守る責任がある立場だと思います。

そういう意味で、その姿勢がこの答弁だけだと読めないで、強くそのことを確認したいということでお伺いした次第です。

○図書文化財課長 ご意見ありがとうございます。港区文化財保護審議会にご相談をしたときには、名勝指定をすべきというよりは、まず1回目のご相談ということで指定が可能かどうか、指定に値するかどうかという意味でのご相談で、それは可能だと思いますよということと、銀杏並木が新宿区と港区両区にまたがるということと、神宮外苑というと銀杏並木だけではなくもっと広いエリアになるので、その辺りの考え方をどうするかという意味でのご相談をさせていただいた次第でございます。

また、新宿区と東京都とも事務方で意見交換をしておりますけれども、その際に所有者の意向をはっきり確認しない段階で、行政側が明確な意思を示すというものを慎重になった方がいいのではないか、所有者の財産権を侵害することにもなるのではないかという意見もあったものですから、そういった意味では区として、これは名勝指定だということを、今のところ強く意思表示することは、控えているというところがございます。

ただ、いずれにしろ所有者の意向というのは、これから新宿区や東京都に任せるのではなく、港区として聞いていこうという意味での一歩踏み込んだ答弁であると、私は承知しております。

○山内委員 ぜひ、港区としても強く踏み込んでいくということはされた方がいいのではないかと思います。つまり、これ港区と新宿区と東京都とみんな見合わせている間に、結局何もなされないまま時間切れになるということが一番あり得るということだと思います。

それと、当然財産権の問題があるので、区としてはというのは理解できますけれども、教育委員会はあくまで文化財の立場から、意見をはっきり強く言うことができる。あるいはスポーツを推進するという立場で、あの空間の価値というものを強く主張することができる訳です。

だから、そのために教育委員会というのはまた区とは独立した立場にある訳ですから、逆に、それは文化財の立場として、あるいは区民にとってのスポーツに親しむ空間として、あるいはレクリエーションのための空間としてという意味で主張することはいくらでもできる訳ですから、そこはきちんと切り分けて教育委員会の立場を生かすことということの方がいいと思います。

逆に、私はさっき読んでいて、「教育委員会としては」というところで、ちょっと消極的に読めたので、あえてそのこともお伝えしたかったという次第です。

○図書文化財課長 ありがとうございます。

2月の国会でも文部科学大臣が答弁しているように、関心は非常に高くなっているということをお聞き承知しておりますので、しっかり情報共有しながら、丁寧に進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 今の点に関して、私の意見を申し上げます。

そもそも文化財を保護していくというのが、まさに行政に課された仕事だと思うのですよね。当然、個人の所有者がいる訳ですから、そこに個人の所有者の自由に任せていたら文化財がなくなると、そういうことはやめましょうと。ですから、文化財のこういう制度がある訳です。

ですので、教育委員会というのは、手続的には確かに所有者の同意というのはまさに大変重要な手続ではありますが、ただ、だからといって同意がなければ何もできないのだからというので同意を先に求める、あるいは同意があるからということで、全体的な名勝指定に関わる。そういうような文化財の名勝指定に関わる態度が消極的になるというのは、これは、私は法律の立場からすると、全く逆だと思うのです。

文化財を保護するために、所有者のまさに手続的な規定を入れて、だけれども文化財というのはこれだけ国民にとって重要なものなのだから、何とか文化財とか名勝に指定したいという意味で、個人の所有権に公的な制限をかけているのが文化財保護法ですから。

そういうことから考えると、教育委員会としては、あくまでも文化財としての価値がどれぐらいあるのか、名勝指定するための価値がどれぐらいあるのかということをもまず考えて、所有者の同意ではなくて、そちらを考えてその上で、これはちょっとさすがに個人の財産権を制限してまで、これは維持すべき価値があるのだという、そこをまずしっかりスピーディーに判断をして、その上で、では個人の方をどうやって説得していきましょうかと、そういう発想で考えていかななくてはいけないのだと思うのです。それがやはりちょっと欠けているのかなど。

そういう情報が教育委員会、我々、教育委員にも、ではその情報がでは入っているのかというと、私はとても入っているとは思えない。

昨年の高輪築堤の問題でも、非常にその点はさっき山内委員からもあったとおりで、文化財の保護審議会との間でも意思疎通が余り図れず、後手後手に回って、結局その文化財の保護という見地から見れば、一番まずい結果に終わってしまった、こちらから見ればですが。そういう感じになってしまったのだと思うのです。

ですから、そこら辺のところは、個人の同意は大事は大事なのです、手続的には大事なのですけれども、それをそのまま実際の計画を進める中で余り重視するのはいかなものか。まずやはり名勝指定すべきなのかどうかという議論が必要なのであれば、やはりそれは教育委員会の中でも情報を開示してもらってしっかりやると。それをできるだけ早い段階でやる。

そうでないと、さっき山内先生が言ったとおりで、手をこまねいている間に開発が進んでしまいますので、この辺を私も強く希望しますので、参考してもらえればと思います。以上です。

○図書文化財課長 ありがとうございます。こちらの神宮外苑の銀杏並木に関してですが、先程答弁の質問の中にもあった要望書が出ておりまして、4列の銀杏並木の文化財としての名勝指定ということのご意見でございます。

こちらの4列の銀杏並木は大半が港区にあるのですけれども、こちらの道が都道になりまして、銀杏並木の所有者は外側2列が明治神宮、内側2列が東京都となっております。ということで、質

問の中にもありますが、「東京都にしっかり働きかけるべき」ですとか、「東京都の意向を」という質問もございまして、我々としても東京都としっかり、連携していかないといけないということで、ちょっと慎重と思われるような答弁に見えてしまったのかもしれないですけども。いずれにしろ、所有者の一部である東京都としっかり連携して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしたらただいまの。

○山内委員 ちょっと待ってください。今の話なのでですけども。

○教育長 どうぞ。

○山内委員 東京都も所有者だということで、東京都との連携が必要なのは当然なのですが、東京都が、もしそれに対して消極的であれば、逆にやはり文化財のとか、歴史的な名勝としての指定が必要な場所だと判断すれば、やはり港区からだって東京都に意見を強く言うというぐらいの気概がいいのだと思うのです。

それからあと、名勝指定の範囲というのはあの4列だけなのか。そこから銀杏並木は横にも秩父宮の方にも、球技場の方にもありますけれども、そこも広げるのかということも重要な点であります。

いずれにしても、それは都が所有者がどうこうというのではなくて、やはり都に対しても言うべきことは言うという気概を持っていかないといけないのではないかということは、あわせて申し上げておきたいと思います。

○図書文化財課長 ご意見ありがとうございます。こども含めて、東京都とはしっかりコミュニケーションを取っていききたいと思います。

○教育長 ただいまのご意見等を踏まえて、教育委員会の中でしっかりと情報共有も含めて対応してまいりたいと思います。

2 港区青少年委員の解職について

○教育長 次に「港区青少年委員の解職について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付資料、報告事項ナンバー2を用いてご説明いたします。本件は、令和5年2月17日付で、港区青少年委員の野本達也氏及び間瀬法美氏から退職届の提出があったため、これを受理し、解職することについて、ご報告するものです。

項番1「解職日」でございます。解職日は令和5年3月31日です。

項番2「港区青少年委員在職期間」は、野本達也氏につきましては令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなり、2期目の途中、3年間となります。間瀬法美氏につきましては、平成24年9月11日から令和5年3月31日までとなり、6期目の途中、10年6か月となります。

項番3「その他」でございます。お二方には社会教育関係者感謝状贈呈基準第3条第2項に基づきまして、感謝状を贈呈いたします。

また、後任につきましては、港区青少年委員候補者推薦委員会設置運営要綱に基づき、港南とお

台場の港区青少年対策地区委員会の会長へ後任候補者の推薦を依頼しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

3 Google for Educationを導入した新たなタブレット端末の活用について

○教育長 それでは、次に「Google for Educationを導入した新たなタブレット端末の活用について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー3を用いまして「Google for Educationを導入した新たなタブレット端末の活用について」報告をさせていただきます。資料を御覧ください。

「令和5年度から児童・生徒のプラットフォームツールとして、Google for Educationを導入し、よりシームレスな学びの環境を構築することで、令和7年度以降の新たなGIGAスクール構想に向けた取組を行います。」と書かせていただきますが、簡単に言いますと、タブレットがあって、それだけでは何か学習できるというものではないので、そういったツールを使った上で、子どもたちがより学びを深めていくという形で考えてございます。

ちょっと詳しくご説明させていただきます。まず、「背景」のところを御覧ください。一後段目のところには、これまで港区として色々コミュニケーションツールでTeamsを使うであったりとか、オンライン事業をやってきたとか、ハイブリッド型の事業をやってきたとかということをご説明をさせていただき、今年度のまとめとしては、赤坂中学校の方で研究発表をさせていただいて、パイロット校としての実践についても各校に周知したというところでございます。

2段目のところで、「しかしながら」のところなのですけれども、Microsoft Teams、今、先生方と私たちがつながっているこのツールがTeamsですけれども、このTeamsについても子どもたちが直感的・感覚的に操作するには難しいツールだということで、大人であっても大分慣れてはきましたけれども、そういった課題があったりとか、あと教員と児童・生徒が同じコミュニケーションを活用してしまうことで、今現在、人為的なミスは行われていませんけれども、そういうインシデントがあるということがあります。

先生によれば、先生たち同士のコミュニケーションもTeams、先生と子どもたちもTeamsとしているので、何か間違っただけでその場で子どもたちに送るべきやつを先生に送ってしまう、先生に送るやつを子どもに送ってしまうということがなきにしもあらずだということで、今回、先生方のTeamsは残しつつ、子どもたちの方をGoogle for Educationを最終的に導入すると、ツールが違うので、そういったインシデントは取れるということで考えているところが1点です。

それから、「また」のところから御覧いただければと思うのですけれども。現在事業ソフトとして「まなびポケット」も入れさせていただいているのですけれども、こちらについては第1段階とし

ては課題の配信とか一斉に投影して子どもたちに、「はい、この画面で見てください」とかということについては、とてもいい形で子どもたちの学びを深めていけたのかなと思うのですが、共同編集と言って、一つのフォルダの中に35人なら35人が一斉に打ち込むとバグを起こすというか、できづらい状況が今、生まれています。

この先、GIGAスクール構想をさらに発展させていくためには、やはりこういった協働的な学習をこのタブレットを使ってもやっていくということが課題としてありますので、令和7年度以降のGIGAスクール構想を検討していくに当たって、円滑な学習環境を配備していくことが必要となってくるということから、今回このGoogle for Educationを導入することを検討したところでございます。

「方針」の項番ところを御覧ください。こちらについては今、私の方で先程簡単なお説明をさせていただきましたが、共同編集をしていくための、学校現場の協働的な学びの最適なプラットフォームであると考えてございます。また、導入することで、教員間のやり取り、私も先程言いましたけれども、教員どうしのやり取り、子どもたちのやり取りということもなくなりますしというところで考えています。

新たに導入することは、先生たちがせっかく今の「まなびポケット」とかTeamsとかを覚えて、子どもたちとやってきたということもありますので、段階的にという形を考えてございます。

令和5年度からは2年間は、区内においてICTを活用した授業が特に進んでいる4校、白金小学校、麻布小学校、赤坂学園、それからお台場学園で実証的にモデル事業をしまして、Google for Educationをどう入れるといいのかというところを、令和7年度以降に全校にちゃんとお伝えしてやっていくという予定でございます。

経費につきましてはこちらに書かせていただいているように、令和5年に構築経費があって、保守経費、合計で2,800万円ぐらいかかるという形になります。それから、令和6年がモデル校2年目なので、構築経費はかからず保守経費のみ。令和7年度が全校あと残りの学校に入れますので、このような経費で、全体で7,000万円かかるという計算でございます。

今後のスケジュールですが、本日教育委員会で報告をさせていただいて、後、契約締結をして、7月に各校での研修を開始、それから各校での実証実験を開始していくという形になります。すみません。令和5年9月になってございます。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

- 4 後援名義等の2月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 8 図書館の2月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について

10 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について

11 みなと科学館の2月利用状況について

12 4月教育人事企画課事業予定について

○教育長 それでは、次に「講演名義等の2月使用承認について」から「4月教育人事企画課事業予定について」の9件は、配布資料のとおりでございます。

各報告についてご質問等がございますか。よろしいでしょうか。

本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員、または説明員の皆さんから、その他何かございますか。

○図書館文化財課長 すみません。先程の議案審議のときに田谷先生の質問の中で、登録文化財についての補助制度について、誤った回答をしてしまいましたので、訂正させていただきます。

港区文化財助成交付要綱というものがございまして、登録文化財についても事業費の3分の1の補助が出ます。美術品に関しては上限5万円の補助制度がございまして、これまで実績がなかったものですから、誤った回答をしてしまいました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○教育長 田谷委員、よろしいでしょうか。

○田谷委員 分かりました。お知らせいただき、ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定した案件は全て終了しましたが、特段の事情がなければ今委員会をもちまして、今期の教育委員会全て終了となります。1年間どうもありがとうございました。

それで、新年度について話をすれば、マスク着用等の様々な制限が新年度からはなくなるということで、いよいよフルバージョンで学校行事等も行っていけるのかなと思っています。また、子ども家庭庁が設置されること、あるいは区議会議員選挙が4月にあるということで、その構成にもよって、教育委員会を取り巻く環境もまた少しずつ変わってきます。

さらに、先程来ちょっとお話がありましたGIGAスクール構想のさらなる発展、あるいは小学校高学年の教科担任制の導入、中学校部活の指導員の配置等々、様々な動きが出てきています。これらの施策は非常に先駆的なものですが、その中身をしっかりと充実したもの、あるいは皆さんにきちっと誇れるようにするため、子どもたちにとって何が一番かを最優先に教育委員の皆さんとも意見交換を進めていきたいと思っております。

この1年間やってくる中で情報共有はそれなりにというか、しているのですが、適宜というところで非常に課題が見えてきた部分もあります。その部分については、今日のご意見も踏まえて、新年度またしっかりと対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

「閉会」

○教育長 これをもちまして、閉会といたします。次回定例会は4月12日水曜日ですので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子